

## IFRS Developments

# 自然依存電力ーIFRS第9号 及びIFRS第7号の改訂

### 重要ポイント

IFRS第9号「金融商品」(IFRS第9号)の改訂は、自己使用に関する規定とヘッジ会計に関する規定に関するものである。合わせてIFRS第7号「金融商品:開示」(IFRS第7号)も改訂された。

本改訂により、未使用の自然依存電力の売却は、特定の要件を満たすことを条件に、企業の予想される購入、販売又は使用に関する規定に整合することになる。

本改訂は、特定の要件が満たされる場合に、企業が電力の予定取引のうち名目上の変動数量をヘッジ対象に指定することを容認している。

本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められる。

### はじめに

2024年12月18日、国際会計基準審議会(IASB)は、「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂『自然依存電力を参照する契約』」(本改訂)を公表した。本改訂により、

- ▶ 適用範囲に含まれる契約に対する「自己使用」の要件の適用が明確化される。
- ▶ 適用範囲に含まれる契約について、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象に関する指定要件が改訂される。
- ▶ 新たな開示要件が追加される。

### 改訂の範囲

本改訂は、自然依存電力を参照する契約にのみ適用される。これらの契約は、発電の源泉が統制不能な自然条件に依存しているため、企業を基礎となる電力量の変動性に晒すものであり、典型的には太陽光や風力などの再生可能な電力源に関連している。

自然依存電力を参照する契約としては、自然依存電力を売買する契約、さらにはそうした電力を参照する金融商品が挙げられる。本改訂はその他の契約、項目又は取引に類推適用することはできない。

IASBは、例えばバイオ燃料から生成される電力に係る契約などの他の契約は、そうした電力の発電は適用範囲内の契約と同じ不確実性に晒されていないため、本契約の適用範囲に含めないことを明確化している。

### 弊法人のコメント

物理的及びバーチャル(仮想的)に決済される自然依存電力の両方の契約が本改訂の適用範囲になる。しかし、本改訂は、通常、そうした契約に付随する再生可能エネルギー証書(Renewable Energy Certificates: REC)の会計処理については規定していない。これは、意図しない結果が生じるリスクを最小限に抑えるためにその適用範囲を十分に狭めることを意図している。



The better the question. The better the answer.  
The better the world works.

Shape the future  
with confidence



## 自己使用の例外規定の改訂

IFRS第9号は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約に、あたかも当該契約が金融商品であるかのように適用しなければならない。一方、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有される契約については例外規定が設けられている。これは、IFRS第9号の適用範囲からの「自己使用の例外規定」として知られている。

自然依存電力を参照する一部の契約には、企業が電力を使用できない引渡間隔(インターバル)において電力を購入することを要求されるリスクに企業が晒されるという特性が存在する。また、電力が取引される市場の設計及び運営により、所定の期間内に未使用電力を売却することが要求される可能性がある。その結果、企業は未使用の電力の売却を行うことを回避する実際上の能力を有していない場合がある。

そうした契約について自己使用の例外規定の評価を行うにあたり、本改訂は、企業が契約期間にわたって電力の「正味の購入者」であり、かつ、そうなると見込まれるかどうかを評価することを求めている。未使用の電力の売却を相殺するのに十分な電力を当該電力を売却したのと同じ市場で購入する場合には、企業は正味の電力購入者である。企業は、この正味の購入者に該当するかどうかの評価を、「合理的な期間にわたる」過去、現在及び予想される将来の電力取引に関する合理的で裏付け可能な情報(過大なコストや労力をかけずに入手可能なもの)に基づいて行わなければならない。企業は「合理的な期間」の識別にあたっては、発電が見込まれる電力量の自然条件の季節的環境による変動性、及び企業の電力需要の営業循環による変動性を考慮しなければならない。ただし、合理的な期間は12ヶ月を超えてはならない。

例えば、電力の引渡しが契約上、1日あたり100単位を上限とする契約では、それが企業の1日当たりの予想使用量に見合う場合には、引渡しは日中の一定の間隔(例えば1時間ごと)で発生するであろう。その場合のリスクは、特定の時間に引き渡された量が、その時間の企業の電力のニーズを上回る場合には、その間に超過電力を売却しなければならないことである。そのような契約は、他の規定が満たされる場合には、自己使用の例外規定の適格要件を満たす。

IASBはまた、例えば電力の貯蔵施設を利用できるようにするなどして、未使用電力の売却以外の選択肢を市場が企業に与えている場合には、企業は本改訂を利用することができないことも明確化している。

### 弊法人のコメント

企業は、正味の購入者に関する要件により、契約期間中に頻繁かつ多額の売却を行っていたとしても、「合理的な期間」にわたって正味の購入者であり続けることを条件に、自己使用の例外規定の適用が容認される場合がある。

企業の購入又は使用の必要性の変化に関する、報告日時点で入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づく継続的な評価により、契約がもはや自己使用の例外規定を満たさなくなった場合、当該契約は将来に向かって適時にデリバティブに分類変更しなければならない。

## ヘッジ会計に関する規定

電力の売却価格又は購入価格を固定するために自然依存電力に関する契約を利用する企業が増えている。しかし、IFRS第9号は、歴史的に具体的な名目金額又は数量をヘッジ対象として指定することを求めてきた。ヘッジ対象の名目上の金額又は数量の変動は、ヘッジ関係の中止につながる可能性がある。一部の企業は、固定数量のヘッジ対象を指定することでヘッジ会計を適用することができたものの、ヘッジ手段の数量が変動する結果、非有効部分が生じていた。

この問題を解決するために、本改訂は、現在、自然依存電力を参照する契約を電力の予定取引のヘッジにおけるヘッジ手段に指定する企業が、電力の予定取引の変動する名目数量をヘッジ対象として指定することを容認している。この指定された変動する名目数量は、ヘッジ手段において参照される発電施設によって提供されると見込まれる自然依存電力の変動する数量と一致しなければならない。

本改訂はまた、ヘッジ手段として指定された適用範囲内の契約のキャッシュ・フローが本改訂に従ってヘッジ対象に指定されている予定取引の発生を条件とする場合、この予定取引は可能性が非常に高いものと推定されると述べている。

IFRS第9号のその他のヘッジ会計の要求事項は変更なく引き続き適用される。

本改訂の適用を示す例が設例に付け加えられている。それは、企業が変動する名目数量を伴う電力の予定購入をキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象として指定する際の1つの考え得る方法を例示している。

#### 弊法人のコメント

本改訂は適用範囲内の契約に関する実務上の解決策を提供し、数量の不確実性に起因するヘッジの非有効部分を回避するものであるが、企業は、ヘッジ関係には他の非有効部分の要因が存在する可能性があることに留意しなければならない。たとえば、非有効部分は、スポット購入と、自然依存電力を参照する契約のもとでのキャッシュ・フローを計算するために使用される実際の引渡しにおける、時期及び数量の相違によっても生じる。非有効部分はまた、予定購入が行われる市場のスポット価格（ヘッジ対象リスク）と自然依存電力を参照する契約が決済される市場におけるスポット価格とのベースの違いによっても生じる。

## IFRS第7号「金融商品：開示」の改訂

IFRS第7号は、本改訂に従ってIFRS第9号の適用範囲外となる契約に関する情報の開示を要求するために改訂された。企業は、単一の注記において以下を開示しなければならない。

- ▶ 企業を以下のように晒すことになる契約上の特徴に関する情報
  - 基礎となる電力量の変動性
  - 企業が電力を使用できない引渡し間隔において電力を購入することを要求されるリスク
- ▶ そうした契約から生じる未認識のコミットメントに関する情報。これには以下が含まれる。
  - 適切な期間区分による契約に基づく電力の購入による見積将来キャッシュ・フローの開示
  - 不利な契約となる可能性があるかどうかを企業がどのように評価するのかに関する定性的情報
- ▶ 企業が電力の正味の購入者であったかどうかを評価するために用いた情報に基づく、当報告期間の企業の財務業績に与える影響に関する定性的及び定量的な情報。これには以下が含まれる。
  - 契約に基づく電力購入から生じたコスト。購入した電力のうち、どれだけが引渡し時点で未使用であったのかを区分して開示する
  - 未使用電力の売却から生じた収入
  - 未使用電力の売却を相殺するために行った電力購入から生じたコスト

本改訂に従って適用範囲内の契約がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に指定されている場合、企業はIFRS第7号23A項に規定される開示を行うにあたり、これらのヘッジ手段の契約条件に関する情報をリスク区分ごとに分解しなければならない。

自然依存電力を参照するその他の契約に関する情報を財務諸表における他の注記に開示している場合(本改訂に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に指定される契約を含む)、企業は当該注記への相互参照を上述の单一の注記に組み入れなければならない。

### 弊法人のコメント

要求される開示のために必要となる定量的及び定性的データを取得するために、追加的な作業やシステムの更新が求められる可能性がある。IASBは、契約ごとの情報を個別に開示することを意図していないことを明確にしている。企業は、開示が利用者にとって理解しやすく有意義なものになるように、適切な集約の水準を決定するために判断が求められる。

### 経過措置

本改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。早期適用は認められるが、その旨を開示する必要があり、法域によっては早期適用に関する現地の承認(エンドースメント)が必要になる可能性がある。さらに、適用開始日は報告期間の開始日でなければならず、IASBは結論の根拠で、早期適用は、本改訂が公表された後に開始する報告期間からに限られることとした、と述べている。<sup>1</sup>したがって、我々は、本改訂の発行日が2024年12月18日であることを考えると、企業は2024年の日付が報告日になる財務諸表には本改訂を適用することができないと理解している。

自己使用の例外規定に関する改訂は遡及適用しなければならない。過年度の修正再表示は要求されないが、事後的判断を用いず可能な場合にのみ、修正再表示することも認められる。過年度の修正再表示が行われない場合には、従前の帳簿価額と本改訂の適用開始日時点の帳簿価額の差額を、当該報告期間の開始日時点の期首利益剰余金に認識する。

ヘッジ会計に関する改訂は、適用開始日以降に指定された新しいヘッジ関係に将来に向かって適用しなければならない。企業は、適用範囲内の契約がヘッジ手段に指定されているヘッジ関係について、同じヘッジ手段が本改訂のもとでも新しいヘッジ関係に指定される場合には、ヘッジ関係を中止することが容認される。

IFRS第7号の開示に関する改訂は、IFRS第9号の改訂が適用される時点で適用しなければならない。企業が比較情報を修正再表示しない場合、比較情報の開示を表示してはならない。

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはできません。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

### ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は000345-25GbIの翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)

### 弊法人のコメント

IFRS第7号とIFRS第9号の改訂は同時に適用しなければならない。したがって、企業がIFRS第9号の改訂の早期適用を意図する場合には、改訂後の開示規定も早期適用しなければならない。

<sup>1</sup> IFRS第9号とIFRS第7号の改訂—自然依存電力を参照する契約 2024年12月 IFRS第9号に関する結論の根拠 BC7.104項